

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日か
翌々日
の翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 保険医の登録
- ◇選管告示 昭和四十六年五月鳥取県告示第四百七十一号の一部改正
個人演説会を開催することができる施設の指定
- ◇公 告 農業改良普及員資格試験等の実施
猟銃等の取扱いに関する講習会の開催

規 則

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年六月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号)の一部を

次のように改正する。

別表第一第一号(26)中「鳥取県職業訓練指導員養成訓練受講手数料条例(昭和三十八年三月鳥取県条例第十一号)」を「鳥取県職業訓練指導員講習受講手数料条例(昭和四十六年三月鳥取県条例第六号)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第五百三十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十六年六月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の記号 及び番号	登録の年月日
山 本 義 行	鳥取市西町四丁目 三二五	鳥函 第二九五号	昭和四十六年六月一日

鳥取県告示第五百三十二号

昭和四十六年五月鳥取県告示第四百七十一号(鶏等の移入を禁止する区域の指定について)の一部を次のように改正し、昭和四十六年六月十五日から施行する。

昭和四十六年六月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

岡山県久米郡久米南町

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三号に規定する施設を次のとおり指定した旨米子市選挙管理委員会から報告があったので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十六年六月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

施設の名 称 所 在 地

米子市富士見会館 米子市富士見町二丁目六番地の七

公 告

鳥取県改良普及員資格試験条例（昭和27年12月鳥取県条例第59号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験を次のとおり実施する。

昭和46年6月15日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験期日 昭和46年9月20日から9月22日まで。

2 試験場所 鳥取市東町1丁目 鳥取県庁講堂。

3 受験資格 条例第4条及び第5条による。

4 試験方法 条例第3条による。

5 受験願書の受付期間 昭和46年7月10日から8月9日まで。（8月9日までの消印のあるものは有効とする。）

6 受験願書等の提出先 鳥取市東町1丁目 鳥取県農林部農業指導課

7 その他 試験について不明の点は、鳥取県農林部農業指導課に照会すること。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和46年6月15日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所	受 講 対 象 者
昭和46年7月8日 午後1時から	米子警察署 会議室	米子、境港、溝口、黒坂及び八橋の各警察署の管内に居住する者
昭和46年7月14日 午後1時から	鳥取警察署 会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者

2 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用

途に供するため、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの。
ただし、昭和41年6月7日以後の狩猟者講習会における講習を受け、
乙種又は丙種の狩猟者講習修了証明書を有する者は除く。

3 講習科目及び講習時間

猟銃及び空気銃の所持に関する法令 2時間

猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 1時間

4 考 査

講習終了後講習に係る事項についての考査を1時間行なう。

5 受講の申込み

所定の受講申込書を受講日の5日前までに住所地を管轄する警察署長
を経由して公安委員会に提出すること。

6 携行品

(1) 筆記用具

(2) 猟銃等講習会開催手数料の額(500円)に相当する鳥取県収入証紙

(3) 印